

2017年(平成29年)7月27日

第70期司法修習生 各位

神奈川県弁護士会

会長 延命 政之

日弁連「第70期司法修習生への修習実態アンケートについて」(依頼)の件

日弁連より標記アンケート依頼が来ていますので、ご協力をお願いいたします。

日弁連法1第114号

2017年(平成29年)7月18日

第70期司法修習生 各位

日本弁護士連合会

事務総長 出井 直樹

(公印省略)

第70期司法修習生への修習実態アンケートについて(依頼)

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

御存知のとおり当連合会は、これまで司法修習生への修習手当の創設に向けた裁判所法の改正を求めて活動を進め、本年4月には、裁判所法が改正され、第71期司法修習生から修習給付金が支給されることとなりました。

しかしながら、新65期から第70期までの貸与を受けた方々に対する手当については、何ら措置が予定されていないことから、当連合会としては、その点に関する検討を続けているところです。

当連合会では、毎年、司法修習生を対象にしたアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめ、関係各所、政府にお伝えし、司法修習制度の検討の参考にさせていただけるよう提案しています。

本年においては、上記のような情勢から、第70期司法修習生の実態を調査し、当事者の声を今後の議論に反映させていくことが重要であると考えております。

つきましては、アンケートの回答に御協力をいただきたくお願いいたします。

回答は、①別紙のアンケート用紙に回答を御記入の上、御自身の実務修習中の弁護士会まで御提出いただくか、②WEBアンケート(以下にURLを記載)を御利用ください。締切はいずれも8月31日(木)です。

アンケートは匿名で実施し、回答結果は個人が特定できないような形で集計・分析を行った上、対外的に公表することがあります。当事者である皆様のお聞きする重要なアンケートですので、可能な限り御協力をお願いいたします。

【WEBアンケート回答用URL(7月24日～8月31日まで回答可能)】

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/70qstnr/70shushu/>



←スマホ、タブレット、携帯電話でも回答できます。

【本件に関するお問合せ先】

日本弁護士連合会法制部法制第一課(担当:兵藤・小御門)

TEL:03-3580-9939

MAIL:kyuhi@nichibenren.or.jp

※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください。

WEBアンケートも書面アンケートも内容は同じです。WEBアンケートで回答する場合は重複回答になりませんので、書面での回答は不要です。

第70期司法修習生への修習実態アンケート調査

■調査対象：第70期司法修習生

■回答期限：8月31日（木）まで

■お問い合わせ先：日本弁護士連合会法制部法制第一課 兵藤・小御門 TEL：03-3580-9939

●以下の点についてお答えください。当てはまるものにチェック「✓」をお願いいたします。

●複数回答可と書いてあるもの以外は、当てはまるものに1つだけ「✓」をしてください。

○性別：[]

○年齢：□①23歳以下 □②24～26歳 □③27～30歳 □④31～35歳
 □⑤36～40歳 □⑥41～45歳 □⑦46歳以上

第1 導入修習について

1 導入修習についてお聞きします。

問1 導入修習時に、入寮できましたか。

- ①入寮を希望し、入寮できた（→問4へ） □②入寮を希望したが、入寮できなかった（→問2へ）
□③入寮を希望しなかった（→問4へ）

問2 入寮を希望したが入寮できなかった方へ質問です。導入修習中の住居はどうしましたか。

- ①ウィークリーマンション等に引越し賃借した □②ホテル等に滞在した
□③親族等の家に引越し通所した
□④導入修習開始前の居住地（実家等も含む）からそのまま通所した
（居住地の最寄り駅： 駅 / 通所時間片道： 分）（→問4へ）

問3 導入修習のために引越やホテルへの滞在を要した（入寮できなかった）方への質問です。移転料（引越代）、賃料、ホテル滞在費の原資は何でしたか（複数回答可）。

- ①家族等からの援助 □②預貯金等の切り崩し □③借入 □④その他（ ）

問4 導入修習についてご意見がございましたら、お書きください。（自由記載）

第2 司法修習の実態について

2 配属地についてお聞きします。

問5 配属された実務修習地と現在のクールの修習（弁護・検察・刑裁・民裁）をお答えください。

- ①配属地 []
②現在のクールの修習 □A：弁護 □B：検察 □C：刑裁 □D：民裁
 □E：選択型修習 □F：集合修習

問6 配属された実務修習地は、第何希望でしたか。

- ①第 [] 希望 □②希望地として記載していなかった

※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください。

WEBアンケートも書面アンケートも内容は同じです。WEBアンケートで回答する場合は重複回答になりますので、書面での回答は不要です。

問7 配属地（分野別実務修習地）で修習するため、引越が必要でしたか。

①はい

②いいえ（→問13へ）

問8 配属地での住居の確保の時期はいつでしたか

①配属地決定～導入修習開始までの間

②導入修習開始～分野別実務修習開始までの間

③分野別実務修習開始以降（→問10へ）

問9 問8で①及び②と答えた方への質問です。導入修習中に配属地で発生していた家賃の原資は何ですか（複数回答可）。

①家族等からの援助

②預貯金等の切り崩し

③最高裁からの貸与金

④借入

⑤その他（ ）

問10 分野別実務修習前の居住地から実務修習地への引越にかかる移転料（引越代）の支給を受けましたか。また、「②いいえ」と回答した方は、支給を受けなかった理由をお答えください。

①はい

②いいえ（理由：

）（→問13へ）

問11 支給を受けた移転料（引越代）で、引越代を全て賄うことができましたか。また、「②いいえ」と回答した方は、不足分を補填した原資をお答えください。

①はい

②いいえ（補填原資：

）

問12 移転料の支給についてご意見がございましたら、お書きください。（自由記載）

3 修習の時間及び内容についてお聞きます。

※問13～問19は、特に断りのない限り、現在のクールの修習についてお答えください。

また、問13～問19の設問で出てくる言葉の定義は以下のとおりです。

「定時の時間」 …修習指導担当の弁護士、裁判官、検事から、修習にあたるべきとされている時間（休憩時間を除いた法律事務所・裁判所・検察庁に必ずいなくてはいけない時間。）

「残業時間」 …「定時の時間」以外で、在庁、在所中に実務修習に必要な活動を行った時間

「自己研鑽の時間」 …「定時の時間」以外で、在庁、在所以外で自己研鑽のための活動を行った時間

問13 「定時の時間」は何時から何時までですか。

（24時間標記（例：午後5時00分→17時00分）でお書きください。）。

修習に従事すべき日（月曜日から金曜日）： 時 分～ 時 分

問14 「残業時間」は1週間に何日ありましたか。また、平均的な「残業時間」は1日あたり何時間ですか。

※修習に従事すべき日（月曜日～金曜日）と、それ以外（土日・祝日・自由研究日）に分けてお答えください。

① 修習に従事すべき日（月曜日から金曜日） []日/5日 []時間/日

② それ以外の日（土日・祝日・自由研究日） []日/2日 []時間/日

※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください。

WEBアンケートも書面アンケートも内容は同じです。WEBアンケートで回答する場合は重複回答になりますので、書面での回答は不要です。

問15 「残業時間」にどのような活動を行いましたか（複数回答可）。

- ①：指導担当から課された判決案（裁判所）の起案（作成）
- ②：起訴・不起訴の処分についての決裁文書（検察）起案（作成）
- ③：訴状・準備書面・和解案等（弁護）の起案（作成）
- ④：指導担当から課された課題に答えるために行う文献等の調査や事件記録の検討
- ⑤：法律事務所内や出張先における法律相談への立ち会い
- ⑥：弁護修習中の修習指導担当が出席する弁護士会の委員会等への同行
- ⑦：その他（具体的に _____）

問16 「自己研鑽の時間」は1週間に何日ありましたか。また、平均的な「自己研鑽の時間」は1日あたり何時間ですか。

※修習に従事すべき日（月曜日～金曜日）と、それ以外（土日・祝日・自由研究日）に分けてお答えください。

- ① 修習に従事すべき日（月曜日から金曜日） []日／5日 []時間／1日
- ② それ以外の日（土日・祝日・自由研究日） []日／2日 []時間／1日

問17 「自己研鑽の時間」にどのような活動を行いましたか（複数回答可）。

- ①修習生同士で行う事実認定・要件事実等に関する勉強会への参加
- ②裁判官・検察官・弁護士等が主催して開かれる勉強会への参加
- ③弁護士会等が主催するシンポジウムや研修会等への参加
- ④基本書や演習書を用いた法律の基本知識や法曹実務に関する自習
- ⑤税や会計など法曹実務に役立つ知識を習得するための学習
- ⑥英会話・語学など法律以外でも役に立つ知識を習得するための学習
- ⑦その他（具体的に _____）

問18 これまでの司法修習において学んだことの中で、今後、ご自身が法曹になった後に役立つと思ったことはどのようなことでしたか。（自由記載）

第3 修習開始前の状況について

問19 司法試験や法曹を目指すに当たって、経済的な状況に不安を感じ、進路選択を迷ったことがありましたか。また、不安を感じた時期はいつ頃ですか。（複数回答可）

- ①あった。
 - A 大学の進路選択時
 - B 大学卒業後の進路選択時
 - C 法科大学院卒業後の進路選択時
 - D 社会人として既に働いていたが、法曹を目指すことを考えた時
 - E その他（ _____ ）
- ②なかった。

※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください。

WEBアンケートも書面アンケートも内容は同じです。WEBアンケートで回答する場合は重複回答になりますので、書面での回答は不要です。

問20 経済的な理由から法曹になることを断念した人が周囲（友人、家族、先輩、後輩など）にいますか。

- ①いる
- ②いない

問21 司法試験合格後、司法修習生となることを辞退しようと考えたことがありましたか。

- ①あった
- ②なかった（→設問第4（問23）へ）

問22 司法修習生となることを辞退しようと考えた理由はなんでしたか（複数回答可）。

- ①健康上の問題
- ②親族との関係（例：介護を要する親族がいるなど）
- ③貸与制に移行したことによる経済的な不安
- ④司法修習終了後の就職状況や弁護士の経済的困難に対する不安
- ⑤別の進路を考えた
- ⑥その他（具体的に _____)

第4 兼業許可について

問23 兼業許可申請をしましたか。また、申請した理由、または申請しなかった理由をお答えください（複数回答可）。

- ①はい
理由：
 - A：貸与金を申請しなかったため
 - B：貸与金では不足するため
 - C：将来の貸与金の返済に備えるため
 - D：就職活動にかかる費用をまかなうため
 - E：その他（具体的に _____)
- ②いいえ（→問29へ）
理由：
 - A：実務修習地管轄内に兼業先が見つからなかった
 - B：修習に取り組むにあたり、就労をする余裕がない
 - C：就職活動に時間がかかるため、就労をする余裕がない
 - D：家庭からの仕送りないし援助がある
 - E：貸与金や貯金等により、兼業しなくても困らない
 - F：その他（具体的に _____)

問24 どのような兼業の許可を求めましたか。

- ①法科大学院における学生指導
- ②司法試験予備校における指導・答案添削
- ③学習塾・大学受験予備校における指導
- ④家庭教師
- ⑤その他（具体的に _____)

※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください。

WEBアンケートも書面アンケートも内容は同じです。WEBアンケートで回答する場合は重複回答になりますので、書面での回答は不要です。

問25 兼業申請は許可されましたか。

①はい

②いいえ（→問29へ）

問26 兼業の就労日は標準的な1週間のうち何日間ですか。また、1日あたりの労働時間は何時間ですか。
※修習に従事すべき日（月曜日～金曜日）と、それ以外（土日・祝日・自由研究日）に分けてお答えください。

① 修習に従事すべき日（月曜日～金曜日） [] 日/5日 [] 時間/1日

② それ以外の日（土日・祝日・自由研究日） [] 日/2日 [] 時間/1日

問27 修習に従事すべき日（月曜日～金曜日）の兼業の就労開始時間は何時ですか。（平均的な開始時間を30分単位でお答えください。）

[] 時 [] 分

問28 兼業と修習（例えば17時以降の打合せ、接見、土日の令状事務等）が重なった場合はどちらを優先させましたか。

①兼業を優先させた

②修習を優先させた

③重なったことはない

第5 経済状況について

問29 修習を行う上で経済状況に不安を感じますか。不安を感じる場合、具体的にどのような経済的不安を感じますか。

①不安はない

②不安がある

不安を感じる点（)

問30 修習費用の貸与制により、修習を行う上で影響があると感じたことがありますか。影響がある場合、具体的にどのような影響を感じますか。

①影響はない

②影響がある（複数回答可）

A：生活費を節約する

B：書籍代等を節約する

C：交通費のかかる勉強会等への参加を控える

D：遠方での就職活動に支障が生じる

E：その他

その他影響があるもの：

問31 あなたの世帯では、あなたが主たる生計維持者ですか。（ここで言う「主たる生計維持者」とは、あなたが受けた貸与金やあなたの貯蓄などを原資とする金銭によって、世帯の支出の半分以上を賄っている方とします。）

①はい

②いいえ

※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください。

WEBアンケートも書面アンケートも内容は同じです。WEBアンケートで回答する場合は重複回答になりますので、書面での回答は不要です。

問36 現在の配属先における実務修習期間中の標準的な1か月間のあなた自身の支出の状況について、下記の表に記入してください。0円の項目については、「0」と記載してください。

費目	記載例	金額/月
(1) 住居費(家賃など)	50,000円	円
(2) 水道光熱費	12,000円	円
(3) 食費	30,000円	円
(4) 交通費(就職活動にかかったものを除く)	5,000円	円
(5) 就職活動費(交通費、宿泊代など)	20,000円	円
(6) 学習費(書籍代、勉強会参加費など)	10,000円	円
(7) 奨学金の返済	20,000円	円
(8) 情報通信費(電話・インターネット料金、新聞代、NHK受信料など)	12,000円	円
(9) 年金・各種保険料(国民健康保険料、生命保険料など)	20,000円	円
(10) 諸雑費(医療費、日用品費、衣服費など)	11,000円	円
(11) 交際費(懇親会費、冠婚葬祭費など)	30,000円	円
(12) ①その他1() *住民税、住宅ローン等具体的に記載して下さい。	0円	円
②その他2()	0円	円
③その他3()	0円	円

(参考) 平成29年度国民年金保険料 月額16,490円

問37 問36で記入した支出のうち、切り詰めている費目がありますか。切り詰めている場合、切り詰めている費目にチェックをしてください。

1 特に切り詰めていない(→問38へ)

2 切り詰めている(複数回答可)

- A:住居費 B:水道光熱費 C:食費 D:交通費 E:就職活動費
 F:学習費 G:情報通信費 H:諸雑費(医療費、日用品費、被服費など)
 I:交際費(懇親会費、冠婚葬祭費など)
 J:その他()

3 どのような切り詰め方をしていますか(自由記載)。

※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください。

WEBアンケートも書面アンケートも内容は同じです。WEBアンケートで回答する場合は重複回答になりますので、書面での回答は不要です。

問38 問36の費目(4)交通費に関し、弁護修習、裁判修習、検察修習中に、住居から修習場所までの定期券を購入したことはありますか。購入している場合には、月額いくらの定期券か、またそれを何ヶ月分購入したかお答えください。

- ①購入している(月額 円/ か月分)
- ②一部区間購入している(月額 円/ か月分)
- ③購入したことはない
- ④その他()

問39 問36でお聞きした標準的な1か月の支出の他に、修習を開始するにあたって特別に支出(自己負担)したものがあれば、お答えください(ない場合には、0円を記入してください)。

費目	金額/円
<input type="checkbox"/> パソコン	円
<input type="checkbox"/> USB、セキュリティーソフト等のPC周辺機器	円
<input type="checkbox"/> ビジネススーツなどの衣類、靴、鞆	円
<input type="checkbox"/> 参考書籍	円
<input type="checkbox"/> 健康診断の受診料	円
<input type="checkbox"/> その他()	円

第6 修習給付金制度の創設について

問40 修習給付金制度は、法曹志願者の大幅減少を前提に法曹人材確保の充実強化の推進を図るとの立法理由であり、導入が決定し、71期司法修習生から支給が開始されます。

1 現在司法修習を行っている70期司法修習生が修習給付金の支給対象にならなかったことについて、理解や納得はできますか

- ①立法理由を理解し、70期修習生が対象外になることも納得できる
- ②立法理由は理解できるが、70期修習生が対象外になることは納得できない
- ③立法理由の理解も、70期修習生が対象外になることへの納得も、できない
- ④その他()

2 1でお答えになった理由は何ですか(自由記載)。

※回答したアンケート用紙は実務修習地の弁護士会に提出してください。

WEBアンケートも書面アンケートも内容は同じです。WEBアンケートで回答する場合は重複回答になりますので、書面での回答は不要です。

第7 その他

問41 その他、司法修習や給費制・貸与制等に関する御意見がございましたらお書きください。(自由記載)

設問は以上で終わりです。御協力ありがとうございました。